

名張市介護保険条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

本市は、平成12年4月の介護保険法の施行に際して「名張市老人保健福祉計画（第1次改訂）・介護保険事業計画」を策定し、介護保険制度の円滑な実施と、高齢者保健福祉施策の総合的なサービス提供体制づくりを進めています。これらの計画は、3年ごとに見直すことになっており、現在、令和6年度から令和8年度までの計画を新たに策定しようとしています。今回、このことに伴い、令和6年4月から3年間の介護保険料率等、所要の条例改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

- (1) 計画改定により見込まれる令和6年度から令和8年度までの3年間に必要となる介護サービス量等に基づく介護給付費等から算出した第1号被保険者保険料の基準額（第5段階における年額）を79,200円とします。
- (2) 国の定める標準乗率及び基準所得金額の改正に伴い、現行の所得段階区分11段階を13段階に改め、各段階の基準額に対する乗率及び所得金額について変更します。
- (3) 刑事施設に収容されている者については、介護保険法第63条の規定により、保険給付が制限され、給付等がなされないことから、被収容者に係る介護保険料の減免規定を設けます。

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

参考：（名張市老人保健福祉計画（第9次改訂）・介護保険事業計画（第8次改訂）（案）
概要版から抜粋）

1. 第1号被保険者保険料基準額の算定

計画期間（3年間）における標準給付費見込額の総額は240億8,321万6,691円、地域支援事業費は13億7,394万7,352円を介護保険事業に係る総事業費として見込んでいます。総事業費に、第1号被保険者負担割合（23%）を乗じ、調整交付必要額や市町村特別給付費、介護給付費準備基金の取崩し（※）等を見込んで算出した介護保険料収納必要額を基に保険料基準額を算出し、所得等に応じた第1号被保険者の介護保険料を設定します。計画期間における保険料基準月額は、6,600円です。

※これまで実施してきた給付適正化事業、介護予防事業の取組の成果によるほか、新型コロナウイルス感染症のまん延による事業の中止や介護サービスの利用控え等によって、給付費等が予定していた見込額を下回ったことにより、余剰となった介護保険料を、介護給付費準備基金に積み立てています。第9期介護保険料の設定するに当たって、介護給付費準備基金から6億円を取り崩し、保険料収納必要額に充てることにより、介護保険料の上昇を抑制し、第1号被保険者の経済的負担を軽減します。

○ 介護保険料基準月額の推移

（円）

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
基準額	2,769	3,434	4,252	4,202	5,300	5,800	6,300	6,500	6,600
増減額	—	665	818	△50	1,098	500	500	200	100

2. 所得段階別保険料

第1号被保険者の保険料は、介護保険法施行令により所得状況等に応じ、段階設定がされています。国の定める標準段階は、9段階設定から本計画期間より13段階設定に見直しがなされました。低所得者への配慮など特別な配慮が必要である場合には、各市町村の判断で弾力的な運用が可能であることから、本市では、非課税世帯の第1段階から第3段階までの所得段階について、これまで保険料率（保険料基準額に対する割合）を国の基準よりも低く設定してきました。この度の見直しにおいても、国の標準段階における保険料率よりも低く設定することにより、低所得者の急激な保険料上昇の抑制を図ることとします。さらに、国の方針に基づき、低所得者の負担軽減強化のため、本計画においても、非課税世帯に対して、公費負担による保険料の負担軽減を継続して実施します。

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料率について

(単位：円)

(国)段階	(国)保険料率	段階	対象者	保険料率・保険料 (現行) A		保険料率・保険料 (改訂案) B		国標準乗 率との比 較	増加額 B-A
				基準額		基準額			
第1段階	基準額 ×0.285 (0.455)	第1段階	生活保護を受給している人又は世帯員全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	基準額 ×0.25 (0.45)	19,500 (35,100)	基準額 ×0.26 (0.43)	20,592 (34,056)	△ 0.025	1,092
第2段階	基準額 ×0.485 (0.685)	第2段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人	基準額 ×0.35 (0.60)	27,300 (46,800)	基準額 ×0.46 (0.66)	36,432 (52,272)	△ 0.025	9,132
第3段階	基準額 ×0.685 (0.69)	第3段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円より多い人	基準額 ×0.65 (0.70)	50,700 (54,600)	基準額 ×0.675 (0.68)	53,460 (53,856)	△ 0.010	2,760
第4段階	基準額 ×0.90	第4段階	本人が市民税非課税かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	基準額 ×0.90	70,200	基準額 ×0.90	71,280	0	1,080
第5段階	基準額	第5段階	本人が市民税非課税かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円より多い人	基準額 (月額： 6,500)	78,000	基準額 (月額： 6,600)	79,200	0	1,200
第6段階	基準額 ×1.20	第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年間120万円未満の人	基準額 ×1.20	93,600	基準額 ×1.20	95,040	0	1,440
第7段階	基準額 ×1.30	第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年間120万円以上、210万円未満の人	基準額 ×1.30	101,400	基準額 ×1.30	102,960	0	1,560
第8段階	基準額 ×1.50	第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年間210万円以上、320万円未満の人	基準額 ×1.60	124,800	基準額 ×1.58	125,136	0.080	336
第9段階	基準額 ×1.70	第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年間320万円以上、420万円未満の人 (改訂前： 400万円未満)	基準額 ×1.70	132,600	基準額 ×1.70	134,640	0	2,040
(新設) 第10段階	基準額 ×1.90	第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年間420万円以上、520万円未満の人 (改訂前： 400万円以上、600万円未満)	基準額 ×1.85	144,300	基準額 ×1.90	150,480	0	6,180
(新設) 第11段階	基準額 ×2.10	第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年間520万円以上、620万円未満の人 (改訂前： 600万円以上)	基準額 ×2.00	156,000	基準額 ×2.10	166,320	0	10,320
(新設) 第12段階	基準額 ×2.30	(新設) 第12段階	(新設) 本人が市民税課税で、合計所得金額が年間620万円以上、720万円未満の人	-	-	基準額 ×2.30	182,160	0	26,160
(新設) 第13段階	基準額 ×2.40	(新設) 第13段階	(新設) 本人が市民税課税で、合計所得金額が年間720万円以上の人	-	-	基準額 ×2.40	190,080	0	34,080

※ 非課税世帯（第1～3段階該当者）に対して、保険料の一部を公費で負担することとし、負担軽減する前の保険料率及び保険料を（）内に示しています。